

1. 教育・保育：認定こども園や保育所等での教育・保育サービス。「熊本市保育環境緊急対策」に基づき平成29年度末までに待機児童の解消を目指すための需給計画
- 2-1. 一時預かり事業：幼稚園で行われる通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請等に応じて在園児を預かる事業
- 2-2. 一時預かり事業：保護者が病気や冠婚葬祭などで家庭での保育が困難な場合に、保育所等で一時的に在園児以外を預かる事業
3. 時間外保育事業：保護者の就労等、やむ得ない事情で保育時間の延長が必要な児童を、保育所開所時間を超えて保育する事業
4. 利用者支援：子どもとその保護者が、認定こども園や保育所等をはじめとした様々な事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援する事業
5. 児童育成クラブ：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与える事業
6. ショートステイ：保護者が仕事上の理由等によって家庭で子どもの世話が一時的に難しくなった場合等に子どもを施設で預かる事業
7. こんにちは赤ちゃん事業：生後4ヶ月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、保健師等が、子育てに関する情報提供、相談対応・助言等を行う事業
8. 養育支援訪問事業：養育支援が特に必要であると認められる家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導及び助言等を行う事業
9. 子育て支援センター：地域の保育園に併設し、子育てに関する相談や子育て中の親子の交流の場として利用でき、保育士などが子育ての不安や悩みなどについて相談に応じるほか、子育て支援サービスの情報提供を行う事業
10. 病児・病後児保育事業：子どもが病気などのため保育所等に預けられない場合でかつ、保護者の就労等により家庭での保育が難しい場合に、小学校低学年までの子どもを医療機関や保育所に併設した施設で預かる事業
11. ファミリー・サポート・センター：子どもを預けたい者（依頼会員）と子どもを預かりたい者（協力会員）からなる会員組織として、ファミリー・サポート・センター〈熊本〉を設置し、その会員が相互援助活動を行う事業
12. 妊婦健康診査：母子保健法第13条に基づく妊婦の健康診査事業
13. 実費徴収に係る補足給付を行う事業：所得が一定水準を下回る世帯を対象とし教育・保育の利用に必要な実費を助成する事業